

第 10 期東京地方労働審議会 第 1 回家内労働部会 議事録

- 1 日 時 令和 3 年 3 月 5 日（金） 午後 4 時 4 分から午後 5 時 25 分
- 2 場 所 東京労働局 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 1－2
- 3 出席者 公益代表委員 3 名 労働者代表委員 3 名 使用者側代表委員 3 名

4 議事録

賃金課長 それではただ今から第 10 期東京地方労働審議会第 1 回家内労働部会を始めさせていただきます。

本日の家内労働部会は第 1 回目でございますので、部会長が選出されるまで事務局の方で議事を進めさせていただきます。

まず、資料 1 により委員の皆様のご紹介をさせていただき、あわせてご出席の確認とさせていただきます。まず初めに公益代表委員の皆様です。石毛委員でございます。

石毛委員 石毛でございます。

賃金課長 権丈委員でございます。

権丈委員 権丈でございます。

賃金課長 深道委員でございます。

深道委員 深道でございます。よろしくお願いいたします。

賃金課長 続きまして、家内労働者代表委員でございます。石崎委員でございます。

石崎委員 U A ゼンセン石崎です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 田代委員でございます。

田代委員 田代と申します。よろしくお願いいたします。

賃金課長 豊田委員でございます。

豊田委員 豊田です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 続きまして委託者代表委員でございます、小野塚委員でございます。

小野塚委員 小野塚です。よろしくお願いいたします。

賃金課長 杉崎委員でございます。

杉崎委員 杉崎と申します。よろしくお願いいたします。

賃金課長 山鼻委員でございます。

山鼻委員 山鼻と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金課長 ただ今確認させていただきましたとおり、委員定数 9 名全員のご出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第 8 条第 3 項により準用

されます同審議会令同条第1項に定める定足数全委員の3分の2以上、又は各側委員の3分の1以上を満たしていることをご報告いたします。

委員の皆様方におかれましては令和元年11月1日付をもちまして、深道委員におかれましては東京地方労働審議会委員として、また、その他委員の皆様方におかれましては臨時委員として、それぞれ東京労働局長から任命させていただいております。また、令和元年12月2日に開催されました第10期第1回東京地方労働審議会におきまして、家内労働部会委員として指名されておりますことをご報告させていただきます。

それでは議事に先立ちまして、労働基準部長の中村からごあいさつ申しあげます。

労働基準部長

労働基準部の中村です、よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、東京地方労働審議会家内労働部会にご出席いただきありがとうございます。

労働基準行政の推進につきましては平素からご理解、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼申しあげます。

本日は革靴製造業最低工賃、婦人既製洋服製造業最低工賃の今後の取り扱いについて、ご審議をしていただくこととしております。

家内労働を取り巻く環境は年々変化しておりますが、特に最近では新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済活動に大きな打撃を受け、現在も影響が続いているところでございます。

このような状況ではございますが、委員の皆様方にはそれぞれの立場から忌憚のない意見をいただきますようお願い申しあげます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

賃金課長

それでは議事(1)『部会長及び部会長代理の選出について』に入らせていただきます。部会長につきましては地方労働審議会令第6条第4項に基づき選出をいただくこととなりますが、どなたかご推挙いただけませんでしょうか。

石毛委員

部会長候補には深道委員を推挙いたします。

賃金課長

ただ今、石毛委員より深道委員を部会長にとのご推挙がありましたが、皆様方いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

賃金課長

よろしいでしょうか。ご異議なしということですので、部会長は深道委員をお願いすることとさせていただきます。

東京地方労働審議会運営規程第10条第1項におきましては、部会長が本審委員である部会がその所掌する事務について議決した時は、当該議決を持って審議会の議決とするとされております。

深道部会長におかれましては、当部会の本審である東京地方労働審議会の委員であり、この規程が適用されますのでご承知おきください。また地方審議会令第8条第3項により準用されます同審議会令同条第2項には、議事はこの会議に出席した者の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによると規定されておりますので、あわせてご承知おきください。

それでは部会長からご挨拶をいただき、以後の議事進行につきまして部会長をお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

深道部会長

部会長を務めさせていただくことになりました、深道でございます。各委員の皆様方におかれましては、本日も忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ご案内のとおり家内労働法は家内労働者の労働条件の向上を図り、生活の安定に資することを目的として制定されております。

昨今、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済情勢の厳しい状況にある中、家内労働者の労働条件の確保、あるいは生活の安定を図っていくことは重要な課題であり、当部会の担う役割も重要になっていくところです。

本日の会議の内容は、東京における家内労働の概況について事務局から説明を受け、これについて各委員のご意見などを出していただき、今後の行政運営の参考にさせていただきます。また、東京都革靴製造業最低工賃及び東京都婦人既製洋服製造業最低工賃改正に係る各種調査結果等について説明を受け、これについて各委員からご意見などをお伺いします。各委員には円滑に議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは議事を進めさせていただきます。まず部会長代理の選出を行います。

部会長代理の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第6項により、公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長が指名することになっておりますので、部会長の私から権丈委員を部会長代理に指名させていただきます。

初めに本日の部会は、東京地方労働審議会運営規程第7条により準用される同規程第5条第1項により、公開の審議となっております。この件について事務局から報告をお願いいたします。

課長補佐

本部会の傍聴につきまして、令和3年2月18日から令和3年3月1日

までを申し込みの期間として、本合同庁舎掲示板に公示し、あわせて当局のホームページに掲載いたしました。期間中に傍聴を希望する申し出はありませんでした。

議事録は東京地方労働審議会運営規程第7条により準用される同規程第6条第1項及び第2項により、会議終了後、事務局で取りまとめ、各側委員に署名をお願いすることになっております。

深道部会長

議事録の署名につきまして、公益委員は部会長の私が、家内労働者側委員は石崎委員、委託者側委員は小野塚委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

なお、議事録及び会議の資料については東京地方労働審議会運営規程第7条により準用される同規程第6条第2項に基づき、原則として公開されることとされていることについてご承知おきください。

それでは議事(2)『東京における家内労働の概況』に入ります。事務局よりご説明をお願いいたします。

賃金指導官

賃金指導官の柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。東京の家内労働の概況についてご説明いたします。お手元のピンク色の紙ファイルの資料をご覧ください。

31ページの『資料2(7)』をご覧ください。こちらは東京における家内労働の概況を毎年パンフレットとしてまとめているものです。1枚めくっていただいて、32ページ『1概況』をご覧ください。令和2年10月における東京都内の家内労働者数は、9,848人、委託者は957社となっております。家内労働者の業種別内訳では、日用雑貨、玩具、装身具、造花等を製造するその他雑貨等が最も多くなっております。詳細は35ページの『別表1』に記載しております。

次に33ページの『4広報活動の実施状況』をご覧ください。広報活動としましては、大きく分けるとこちらの3点を行っております。一つ目はリーフレット等の配布です。これは東京労働局自体やその傘下の労働基準監督署やハローワークはもちろんのこと、東京都や区市町村の行政機関等に家内労働関係のリーフレットをお送りし、委託者や家内労働者への配布をお願いしております。二つ目はホームページの活用です。これは東京労働局のホームページに掲載することによって行っているものです。掲載内容は、家内労働法の概要や最低賃金の一覧表、労災保険特別加入制度に関することなどになります。また、委託状況届等の各種様式もホームページからダウンロードできるようになっております。三つ目は他機関の広報誌やホームページへの掲載依頼です。

これは委託状況届の提出、最低賃金改正の際の周知等につきまして、東

京都や区市町村の行政機関、主な委託者団体、家内労働団体等の広報誌やホームページに開催をお願いしているものです。委託状況届につきましては、家内労働法において委託者が委託する仕事の内容や家内労働者数について、毎年4月1日現在の状況を4月末までに労働基準監督署に届け出なければならないと規定されていますので、東京労働局としましては、これを元に家内労働者や委託者数、委託内容等を把握しているものであります。しかしながら、実際にはなかなか全委託者からの提出をいただけている状況にはなっておらず、届出件数が実態を大幅に下回っていた時期がありました。過去の家内労働部会でもその点のご指摘がございましたので、現在はホームページや広報誌で周知するとともに、家内労働の委託をしている可能性のある事業所に対して説明のリーフレットともに、委託状況届の用紙を郵送して、委託状況届の届け出を推進するための取り組みを行っています。その結果、委託状況届の届け出件数は大幅に増加して、実態に近づいた数字となってきたところでございます。私からは以上です。

深道部会長            分かりました。事務局の説明について、それぞれからご質問やご意見を伺いたいと思います。まず家内労働者委員からご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

豊田委員              よろしいですか。質問前にコロナ禍で大変な中、このような会議を開いていただけたことに敬意を表したいと思います。

さっそく質問なのですけれども、ご報告がありました家内労働者の実態の把握点で、委託状況届がかなり実態に近いものになってきているというお話があったのですけれども、どのくらい届け出が件数としてあるのでしょうか。直近のものでお願いできればと思います。

賃金指導官            令和2年9月30日現在の数字ですけれども、委託状況届の提出届について、684件の届け出をいただいております。

労働基準部長           全部でということですか。

賃金指導官            全件合計で684件の届け出をいただいております。

労働基準部長           全ての業種でということですか。

豊田委員                全部ですか。

賃金指導官            はい。

豊田委員                1業種ではなくてですか。

賃金指導官            1業種ではなく全業種です。

豊田委員                全部でこれですか。これは相当少ないですね。委託状況届というのは罰則事項になっていますよね。

賃金指導官            はい。

豊田委員 委託状況届が出されなかった場合に、そういうことでのご指導なり行政の対応として、どのようなことをされてきたのでしょうか。今、お話がありましたけれども。

賃金指導官 現在は先ほどご説明をしましたように、これまでに委託状況届の届け出があった事業場と、その他にホームページ等で家内労働者の募集をしておられる事業場等を含めて、こちらの方から委託状況届の提出勧奨を行っております。昨年度までに委託状況届の届け出があった事業場で、今年度委託状況届の届け出がなかった事業所については、こちらの方から電話等で勧奨を行っております。

豊田委員 分かりました。靴の関係でいきますと、東都製靴工業協同組合という委託者団体のところがあるのですけれども、その者がいわゆる相談員といえますか、労働局でそういう担当をされていて、毎年発表されているのを見ているのですが、家内労働手帳や委託状況届に関する違反がかなり見受けられるので、その辺はどうなっているのかなというのを気にしたものでお聞きしました。

権丈委員 すみません。今の数字は資料のどこに書かれていますか。

賃金指導官 申し訳ありません。委託状況届の届け出件数については資料の中には入っておりません。

権丈委員 分かりました。ありがとうございます。確認だけです。

深道部会長 ありがとうございます。他にはどなたかいらっしゃいますか。家内労働者側の委員の方で他にございませんでしょうか。そうしましたら委託者側委員からご意見をお願いできますか。

杉崎委員 よろしいですか。ありがとうございます。先ほど令和2年9月30日現在で684件の届け出というご説明があったのですが、それ以前はなかなか提出が少なく、実態を反映していない可能性があるというようなご説明があったのですが、少ない件数であった時は何件ぐらいの届け出件数であったのでしょうか、質問でございます。

賃金指導官 お手元に資料がなくて申し訳ないのですが、平成27年の同時期では174件、平成28年度同時期では371件、平成29年度同時期では317件、平成30年度同時期では521件、令和元年度同時期では582件となっております。

杉崎委員 ありがとうございます。平成27年が174件だったのですが、特に平成29年から30年にかけて約200件の届け出が増えたということでありまして、その要因についてはご説明いただいたとおり、『4 広報活動の実施状況』の広報活動にかなり力を入れた、また、この届け出の提出について労働局さんが積極的に働きかけを行った結果であるというような理解

賃金指導官                    でよろしいでしょうか。

杉崎委員                    はい。

豊田委員                    ありがとうございました。

深道部会長                  追加でいいですか。

豊田委員                    どうぞ、豊田委員。

                                すみません。今出された数字ですね。できたら資料でいただきたいので  
すけれども、いかがですか。

賃金指導官                  分かりました。資料としてご提出させていただきます。

豊田委員                    よろしくお願いします。

賃金課長                    後日でもよろしいですか。

豊田委員                    後日でももちろん結構です。

深道部会長                  以上でよろしいでしょうか。そうしましたら事務局は各委員の意見を  
踏まえて、後日、今の資料をお送りいただくようお願いいたします。

                                それでは引き続きまして、議事(3)『東京都革靴製造業最低工賃について』及び議事(4)『東京都婦人既製洋服製造業最低工賃について』に関して、事務局から説明をお願いいたします。

賃金指導官                  まず、革靴製造業最低工賃についてご報告いたします。同じくお手元の  
ピンク色の紙ファイルの資料を元にご説明させていただきます。

                                まず、現在の革靴製造業最低工賃についてご説明します。『資料 3 (1)』、  
47 ページをご覧ください。東京都革靴製造業最低工賃の推移として、現  
在の東京都革靴製造業最低工賃は一番右側の平成 29 年 4 月 26 日発効の  
ものになりますが、過去 5 回分の改正時の工賃額とともに表にしたもの  
となります。この表の左側の項目にありますように、その業務、品目、規  
格、工程により最低工賃額が決められています。工程については、こちら  
の工程の欄に記載されている各工程ごとに工程をすべて行う場合に、東  
京都革靴最低工賃の適用があるということになります。

                                それでは実態調査の結果をご報告します。51 ページが表紙である『資  
料 3 (4)』、1 枚めくっていただいて 52 ページをご覧ください。これは革  
靴製造業最低工賃に係る実態調査のため、革靴製造業に該当すると思わ  
れる事業場に調査票を郵送し、家内労働者の人数や、工賃単価など、家内  
労働に関する調査票に回答いただいたものを取りまとめたものになりま  
す。なお、調査対象者は委託者と家内労働者の双方についてですが、事務  
局では家内労働者の氏名や住所を把握できていないため、家内労働者あ  
ての調査票も委託者に郵送し、委託者から家内労働者に渡してもらうよ  
うにしました。そのうち調査数、回答数につきましては、53 ページの『6  
調査状況』の表に記載しております。具体的には委託者については『(1)

委託者調査』の表にありますように、51 社に対し調査票を送り、その中で回答があったのが D の欄で 44 社、そのうち革靴製造業に該当し、現に事業を継続しているのは F の欄で 34 社でした。この 34 社のうち、家内労働者に何らかの仕事を委託しているのが 17 社、そのうち家内労働者に委託している仕事で、最低工賃が決められている工程であるものが 13 社でした。家内労働者から回答をいただいたものについては、その下の『(2) 家内労働者調査』の表にありますように、回答があったのが D 欄で 8 人、そのうち革靴製造業に該当する委託者から仕事を受けているのが G 欄で 4 人、このうち最低工賃の適用があるのが 3 人でした。

次に、革靴製造業最低工賃の適用を受ける家内労働者数についてですが、54 ページをご覧ください、『第 2 委託者調査結果』の『5 最低工賃適用家内労働者数』に記載がありますが、13 の委託者が革靴製造業最低工賃の適用を受ける家内労働者に委託しているのは合計 41 名となっております。ただし、今回の実態調査に全ての委託者にご回答いただけているわけではないため、ご回答のなかった委託者についてはご提出いただいている委託状況届の内容や、電話につながった委託者については、電話等での回答内容をもとに推定したところ、最低工賃適用家内労働者数は合計で 70 名程度になると推定しております。

また、委託する家内労働者数の変化について、54 ページの『7 委託する家内労働者数の変化別委託者数』をご覧ください。これは前回の実態調査を行った平成 28 年度の家内労働者数との比較を回答していただいたものです。この表にありますように、平成 28 年度と比較して、委託する家内労働者数が『増えた』と回答した委託者はおらず、『変わらない』が 58.8%、『減った』が 41.2%となっております。その理由として、次の 55 ページの『8 委託量が減った理由別委託者数』をご覧くださいますと、家内労働者の高齢化、業務の減少、売り上げの減少、新型コロナウイルスの影響が挙げられています。同じく 55 ページの『9 委託量の変化別委託者数』をご覧くださいますと、家内労働者に委託する委託量の変化について、委託量が『増えた』と回答した委託者はおらず、『変わらない』が 35.3%、『減った』が 64.7%となっております。その理由としては『10 委託量が減った理由別委託者数』ですが、『新型コロナウイルスの影響』や『受注量の減少』が挙げられています。

次に、革靴製造業最低工賃が適用される家内労働者数の今後の見通しについてご説明いたします。資料の 56 ページをご覧ください。これは実態調査における家内労働者からの回答の部分ですが、そのうちの『3 年齢及び経験年数階級別家内労働者数』の表については、年齢階層別の家内労

働者数をまとめております。ご回答いただいた家内労働者が少ないのですが、全員が 60 歳以上、そのうち 6 割が 70 歳以上という結果になりました。

また、委託者や家内労働者などからの聞き取り調査においては、若年層が新たに家内労働者となるケースは少なく、家内労働者の高齢化が進行しているということでありました。このような状況から、革靴製造業最低工賃が適用される家内労働者数について、減少のペースについては確たることは言えませんが、少なくとも今後増加していくことは考えづらく、次第に減少していく傾向にあるものと認められます。

次に、実際の工賃単価と革靴製造業最低工賃との比較についてご説明いたします。資料の 58 ページをご覧ください。これは委託者からの回答の部分ですが、最低工賃に該当する工程、規格ごとにその工賃単価と回答件数をまとめております。例えば『1 最低工賃設定業務別工賃単価等委託者調査結果 (1) 製甲 紳士靴』では、現行最低工賃は 699 円ですが、『ア 工賃の平均等の状況及び工賃階級別委託者数』の表をご覧くださいますと、工賃額は最低額で 700 円、最高で 2,000 円との回答をいただいております。平均値では 1,007 円、中央値では 775 円という結果になっております。同様に『(2)』以下は、最低工賃の工程ごとの調査結果を取りまとめたものになります。工賃の中央値で見ますと、おおよそ工賃額は最低工賃額以上の場合、最低工賃額の 1.04 倍から 1.26 倍で設定されている状況でありました。

次に、63 ページの『2 最低工賃設定業務に係る工賃単価中央値の推移状況』をご覧ください。各工程に対する工賃額の中央値を、実態調査を行った直近 3 回分の結果と比較したものとなります。先ほどの紳士靴の製甲では、平成 25 年度調査では 800 円であったのが、775 円とやや低くなっており、他の工程ではほぼ横ばいか、工程によってはやや低くなっているものもあるという状況でした。

次に、68 ページをご覧ください。実態調査の自由記載欄で、委託者及び家内労働者からいただいたご意見としては、委託者からは『注文が減少している』、『家内労働者が高齢のため受託できなくなり減少した』、『新型コロナウイルスの影響で売り上げが減少した』等のご意見がありました。家内労働者からは『新型コロナウイルスの影響でかなり厳しい状況である』というご意見がありました。実態調査の結果については、以上となります。

続きまして、最低賃金と最低工賃との均衡について申し上げます。『資料 3 (2)』、49 ページをご覧ください、『東京都最低賃金の推移』を表に

したものです、左側の欄では毎年の最低賃金時間額及び引上率、右側の欄には東京都革靴製造業最低工賃の改正のあった年度を記載しております。前回の最低工賃改正時の最低賃金である 932 円と比較すると、現在の 1,013 円という最低賃金は 8.69%上昇している状況となっております。

次に、同種最低工賃の改正状況についてご説明いたします。『資料 3 (3)』をご覧ください。東京局以外で革靴製造業最低工賃を設定しているのは埼玉労働局だけですが、こちらの表にありますとおり、工程、金額ともに同様です。埼玉労働局革靴製造業最低工賃は、今年度、諮問見送りとなっております。

続きまして、婦人既製洋服製造業最低工賃についてご説明いたします。『資料 4 (1)』、85 ページをご覧ください。『東京都婦人既製洋服製造業最低工賃の推移』として、現在の最低工賃は、一番右端の平成 21 年 4 月 1 日発効のものになりますが、過去の改定時の工賃額とともに表にしたものになっておりまして、その規格、工程により最低工賃額が決められております。

それでは実態調査の結果をご報告します。『資料 4 (5)』、95 ページをご覧ください。これは先ほどご説明させていただきました革靴製造業最低工賃に係る実態調査と同様、婦人既製洋服製造業に該当すると思われる事業場に調査票を郵送し、家内労働者の人数や工賃単価等の家内労働に関する調査票に回答いただいたものを取りまとめたものになります。調査数、回答数については、95 ページの『4 調査の状況』の表に記載しております。委託者については、『(1) 委託者調査』の表にありますように、160 社に対し調査票を送り、この中で回答があったのが、D 欄の 73 社、そのうち婦人既製洋服製造業に該当し、現に事業を継続しているのは F 欄の 66 社でした。このうち家内労働者に最低工賃の適用のある工程の委託を行っているのが 11 社でした。家内労働者から回答いただいたものについては、『(2) 家内労働者調査』の表にありますように、回答があったのが D 欄の 40 人、そのうち婦人既製洋服製造業に該当する委託者から仕事を受けているのが G 欄の 31 人でした。このうち最低工賃の適用があるのは 8 人でした。

次に、婦人既製洋服製造業最低工賃の適用を受ける家内労働者についてですが、96 ページをご覧ください。『Ⅱ委託者調査結果』の『3 令和 2 年 8 月中に仕事を委託した家内労働者数』という表があり、この表の『婦人服まとめ』の合計欄に 29 人と記載がありますが、これは実態調査の調査期間において、東京都婦人既製洋服最低工賃の対象の工程の委託を受けている家内労働者が 29 人ということになります。ただし、今回の実態調

査に全ての委託者をご回答いただけているわけではないため、先ほどの革靴工賃の実態調査でご説明しましたのと同様に、回答のなかった委託者についてはご提出いただいている委託状況届の内容等をもとに推計したところ、最低工賃適用家内労働者数は合計で最大 115 名程度になると推計しております。

委託する家内労働者数の変化について、97 ページをご覧ください。『5 近年の変化の状況』は委託者からの回答ですが、家内労働者数について、前回実態調査を実施した平成 28 年と比較して『変化していない』が 6 件で 54.5%、『減った』が 4 件で 36.4%、『増えた』が 1 件 9.1%となっております。

次に、婦人既製洋服最低工賃が適用される家内労働者数の今後の見通しについてご説明いたします。資料の 101 ページをご覧ください。家内労働者からの調査結果の『2 回答者の属性』ですが、これは今回の実態調査に回答いただいた家内労働者の方の年齢と性別を表にしたものです。結果としては年齢をご回答いただいた家内労働者の 83.3%が 60 歳以上という結果となりました。また、委託者や業界団体等から聞き取り調査を行いましたところ、先ほどの革靴工賃と同様、家内労働者の高齢化が進行しているとのことでありました。このような状況から、革靴製造業と同様、適用家内労働者数は今後増加していくことは考えづらく、次第に減少していく傾向にあるものと認められます。

次に、実際の工賃単価と婦人既製洋服製造業最低工賃との比較についてご説明いたします。資料の 98 ページをご覧ください。これは委託者からの回答の部分ですが、最低工賃に該当する工程、規格ごとに、その工賃単価と回答件数をまとめた表になります。例えば、『1 身返し端まつり』では、現行最低工賃は 1 か所 13 円ですが、実態調査による実際の工賃額は平均値では 16.1 円、中央値では 15 円という結果になっております。表の右の方では、前回、工賃改定を行った平成 20 年の実態調査時の平均値を参考値として記載しております。また、その右の欄の 1 時間あたりの平均予想出来高については、ご回答いただいたものだけにはなりますが、予想出来高を回答いただいたものの平均を、一番右の欄ではその値に中央値の金額をかけたものを記載しております。こちらの表の工賃の中央値で見ますと、おおよそ工賃額は最低工賃額の 1.15 倍から 4.16 倍で設定されている状況でした。

次に、100 ページをご覧ください。実態調査の自由記載欄で、委託者及び家内労働者からいただいたご意見としては、委託者からは『近所でまとめの仕事をしてくれる家内労働者がいれば、積極的に委託したい』、『家内

労働者が見つからない』、『なり手がいない』等の家内労働者が見つからないというご意見や、『国の施策として縫製業が成り立っていけるようサポートがない限り、日本のものの作りがさらに衰退していく』といったご意見がありました。また、家内労働者からのご意見は 106 ページをご覧ください。最低工賃の引き上げについて、『細かい仕事であり要求が多く工賃は安い』、『経験やスキルに見合わない』といったご意見をいただいております。

次に、最低賃金と最低工賃の均衡について申し上げます。『資料 4 (2)』、87 ページをご覧ください。こちらは『東京都最低賃金の推移』を表にしたものです。左側の欄では、毎年の最低賃金の時間額及び引上率、右側の欄には東京都婦人既製洋服製造業の最低工賃改正があった年度を記載しております。前回の最低工賃改正時の最低賃金である 766 円と比較すると、現在の 1,013 円という最低賃金は 247 円上昇している状況となっております。

次に、同種最低工賃の改正状況についてご説明いたします。『資料 4 (3)』、89 ページをご覧ください。これは全国の同種の最低工賃の改正状況について取りまとめたものです。平成 29 年 4 月 1 日時点で、婦人服製造業が含まれる最低工賃が設定されていたのは 29 局でしたが、その 29 局の平成 29 年 4 月以降の実績を見ますと、改正が 7 局、諮問見送りが 21 局、廃止が 1 局となっており、約 7 割以上の局で諮問見送りとなっております。地域別に見てみますと、関東地方では 6 局で設定されていますが、その全てで諮問見送りとなっています。逆に東北地方では 6 局で設定されていますが、その全ての局で改正されています。改正されたのが全国で 7 局ですから、そのほとんどを東北地方が占めていることになります。この背景としましては、製造部門が首都圏から東北地方に移転してきた経緯があるものと考えております。

次に、『資料 4 (4)』、90 ページ及び 91 ページの見開きをご覧ください。先ほどご説明しました東京以外で、婦人服製造を含む最低工賃を設定している都道府県の最低工賃をご参考までに記載した一覧表になります。字が見にくくて恐縮ですが、例えば、左側の『1 身返し端まつり (千鳥)』では、東京では 13 円ですが、青森県では 12 円というふうに、県ごとの類似の合計で比較をしております。次の 92 ページ及び 93 ページも同様に続けております。

以上の説明につきまして、概括的に申し上げますと、革靴製造業及び婦人既製洋服製造業のいずれにつきましても、適用家内労働者数が 100 人程度にまで減少しており、今後の増加を見込める状況とはいえないこと、

また、全国の同種最低工賃について、婦人既製洋服最低工賃では、約7割以上が諮問見送りとなっていること、革靴製造業でも今年度諮問見送りとなっていること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、業界を取り巻く経済情勢が厳しいことなどを総合的に勘案しまして、事務局といたしましては本年度の最低工賃の改定につきましては見送りたいと考えております。私からは以上です。

深道部会長

ありがとうございました。事務局の説明について、それぞれからご意見、ご質問を伺いたいと思います。まず、家内労働者側委員からご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。豊田委員お願いします。

豊田委員

今、非常に流暢にご説明いただいたのですが、苦言を呈するわけではないのですが、通常こういう部会なり、審議会なり、いわば審議材料を事前に当該の担当にお渡しをして、それで臨んでもらうというのが普通一般的なのですが、今回コロナでなかなかできなかったのかもしれませんが、ぱっぱっぱっぱっと言われても、他の方はみんな聡明な方だから分かるかもしれませんが、私は全然分からないといったら悪いですが、分かりません。それに本当に小さくて、90ページなども見えやしないです。テレビのコマーシャルじゃないけれども文字が小さくて見えないという話になるぐらいの話です。もう少し本当の意味でせつかく貴重な血税を使ってこれをやるわけだから、意見が本当に生きたものになるように、そういう点で書いていただければなというのを提起しておきたいと思うのです。それから具体的な中身で突っ込んで、49ページのところで、いわゆる靴の場合は比較的3年に1度で、この間ずっと改定がされてきています。今回いろいろ事情があつて、なかなかそうはいかないという経緯もあるのでしょうか、ただ、私どものところへ埼玉の方から革靴の最低工賃改定について協力要請がありまして、私どもの方として、当該団体の関係する革靴業社の名簿を全部渡して、調査も全部済んだというよりは、埼玉の方は一生懸命なのかもしれませんが、返事が来ないところに執拗に電話を入れて、まだ出ていないということでやられて、その方から当該の私どもの団体にどうなっているのだと、逆に、こちらが逆ねじを食らうような状況なので、これはここの話ではないです。かなり先行してやっているから東京より先に進んでやるのかなと思っていたら、どこで決めたのか当該のところにも話が上がって、結論が出た段階で今回は見送りましたというね、そういう馬鹿な話はないのではないかと思います。そういう点で言えば、東京の方も聞いていると、調査をいろいろ苦労されてやってまとめて、この結果で見送りという結論なのですから、ちょっとよく分からないのでお聞きしたいのですが、例えば、革靴に限って言

いますと、平成 28 年以降は令和 2 年まで、令和 2 年はコロナの関係で最賃も上がらなかったのです。先ほどのお話にありましたように、8.69%、約 1 割弱のいわゆる最賃との均衡の関係でいえば、差が出てきています。この辺はどうするのかというのはあるのですが、それはどのようにお考えでいらっしゃるのか、この辺りお聞きしたいというのがあるわけです。私見で言っておきますと、こういうもの作りがなくなってしまうような状況が、先ほど来、既制服の方もありましたけれども、本当にそういう点ではこの最低工賃が家内労働法に基づいて作られている趣旨は何なのか、そこら辺がよく分からないのです。

どちらかという、ここまで言ってしまうとあれでしょうけれども、これだとあってもなくてもいいみたいになってしまうではないですか。何のためにこの制度を作っているのか、いわば家内労働者の、冒頭のごあいさつにもありましたけれども、労働条件を改善していく上で、これは労働条件を改善するということは、そこに継続されて入ってくる方が、生業なり仕事として生きていける、生業ができるということで大事なわけです。それは産業の振興にとっても必要不可欠なものだと思うのです。そういう点で、この最低工賃の位置付けというのが、どういうふうに位置付けられているのかよく分からないので、その辺りのご説明をいただければということなので、よろしくお願いします。

賃金課長

私の方からお答えします。まず、資料の件につきましてですが、この点につきまして、今回は大変申し訳ございません。次回以降につきましては、その点について配慮させていただければと考えております。

それから、最低賃金との比較というところもございます。実際、家内労働法の中でも最低賃金との均衡を図るのだということがあるのはご存じのところでございます。先ほど豊田委員の方から、見送りを決定したのだというお話がございましたけれども、見送りを決定したのだということではなく、確かに実態調査を見ると見送らざるを得ないかなということと考えておりますというところではありますが、今回皆様方の意見を頂いて、その辺の判断材料とさせていただければという趣旨でございます。決して仮に見送りだからといって、家内労働を軽視するということでもございませんし、今後一切改正をしない、ましてや廃止をするということを我々として考えているところではないということだけは、ご理解いただければと考えております。

深道部会長  
石崎委員  
深道部会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。  
発言いいですか。  
石崎委員どうぞ。

石崎委員

石崎です。3点ほど意見を述べさせていただきます。まず、先ほども発言にありました、家内労働者の数が減っているという実態があります。ですの  
で、見送っていいのではないかというように、私の方には聞こえたのです  
けれども、少なくとも地域別最賃が適用されない家内労働者にとっては、  
最低工賃が唯一のセーフティーネットであるということは、もう一度強く  
認識すべきだと思いますので、軽々に人数が少ないからこのままでいいの  
だというふうには考えていただきたくないと思います。逆に人数が少ない  
からこそ、上げる機会ではないかなと、私の立場からは思いますのでよろ  
しくお願いします。

それから豊田委員の発言にもありましたけれども、最低賃金の推移を考  
えた時に、平成20年度の最低賃金766円、現在は1,013円というこ  
とで、32%のアップになっています。その間こちらの家内労働の工賃につ  
いては据え置かれているという現状を考えた時に、これで生活が出来ないよ  
うな状態が生じていることから、労働者数が減っているのではないかと  
いうふうに考えられることは当然だと思いますので、最賃との兼ね合いも均  
衡を十分に考慮して、適切に引き上げる方向で議論を進めていただきた  
いと思います。

最後ですが、そうは言いながら私も実態として多くのことは分からない  
まま、今縷々説明していただいた内容で判断せざるを得ないというところ  
です。少なくとも平成21年度から議論がされていないということですか  
ら、工程、規格等の見直しをされていない最低工賃が多いということが予  
想されます。

その場合、現在の工程、規格等に見合わない内容で、最低工賃がそのま  
ま据え置かれている可能性もあると思いますので、大変お忙しいところ恐  
縮なのですが、視察などの実態調査を確実に行って改正に向けての努力を  
重ねていただければと思います。

深道部会長

ありがとうございました。

労働基準部長

今、委員が言われたとおり、私どもとしては人数が減っているからこれ  
を据え置きすべきだということではなくて、こういう現状ですよというだ  
けなので、そこはご理解の方をよろしく願いいたします。人数が少ない  
からといって、家内労働者の方の状況を、低下させるということがあつて  
はならないというのは我々も承知しておりますが、工程の見直し、委員の  
言われているとおり、そこは我々の方も危惧しております。今の実態が、  
工賃そのものについて、古くて、それについては我々も今すぐにといい  
ことは出来ないのですが、そこは我々の方の事務局としても検討していき  
たいということは、今考えているところでございます。

石崎委員  
豊田委員

ありがとうございます。

それであるならばいいのですが。今、部長からもお話があったのですが、工程等の見直しについては検討したいという前向きのお話があって大変心強いのですが、最低で工賃改定の前段として、工程等の見直し等の対応というのはどういうふうに考えているかというのは一つあるのと、もう一つは人数が少なくなっているというのは確かに現時的に否めない事実だろうと、私もそれは認識しております。ただ問題は、先ほど事務局の方が縷々説明された人数が、本当に現実をリアルに反映しているのかという問題なのです。率直に言って、当該の私どもが組織している家内労働者、靴の関係からいってもこんな人数ではないのです。なぜこんな人数なのかというのがあります。それは冒頭私が聞いた委託状況届が本当にきちんとされているのかどうかという問題、いわば家内労働者というのはなかなか実態がつかめない、いわばブラックボックスみたいところがあるのです。だから結局、なかなか改善されないし、行政の方も大変そこで苦労されているのです。そういう意味では家内労働者というのはなかなか見えない労働と言われている状況がありますから、実態をつかむ上で、もう少しいろいろ研究されたほうがいいのではないかと思います。例えば、私も前からよく言っているのですが、国勢調査では家内労働の概念も入っているのです。在宅で仕事をしている、テレワークの関係などもです。そういう点ではそういうものを使って、いわばそれぞれ総合的にいろいろな指標から絞り込んでいけば、よりリアルな実態がつかめるのかなと思います。より実態がリアルにつかめることによって、それに対する適切な対応がされるのではないのでしょうか。おそらく業者の方もものすごく苦労しているのです。ともかく後継者がいなくてどうにもならないです。靴等の場合は外国人が今相当来ているわけです、これは中国やベトナムやミャンマーなど、そういう点からも、業者の方からも、こういう点では産業の担い手をどう育成していくか、人づくりの後継者を作るかというのが大事なので、その上で、その人たちが希望を持って働ける最低限の労働条件というのが大事なのです。そういう点では最低工賃できちんとやっていく必要があるだろうと思います。それと同時に、やはり最低工賃と最賃を、できれば何らかのかたちでリンクできないのかという問題です。いわば最低工賃は工程でやるから最賃みたいに時間単価で幾らというふうに出来ないという問題もあるのかもしれないけれども、よく考えてみると、すべからく工程で標準のうちで時間あたり幾らというのは出るのです。ということは、工程で決めているけれども、実際は時間換算で幾らになっているわけです。そういう点をきちんとすれば、最賃との連動性が十分可能性があるのではない

かと思います。単純にはいかないかとは思いますが、その辺のご検討をしていただければありがたいです。そうすればえらい労力を使って、靴の方ではないですが、婦人服等は何円、何銭という、今、最低 1 円単位ですが、そういう点からいっても、もっと近代的な方向へ改善していった方がいいのかなという感じはするので、この場でふさわしくない意見かもしれませんが、要望として出しておきたいと思うので、よろしく願います。

労働基準部長

委託者につきましては、今後、我々も努力していきたいと思っております。委託状況届につきましては督促をかけてはやってはいるのですが、もしいい手があれば、教えていただければありがたいと思います。そしてリンクについてはなかなか難しく、最賃が上がったから工賃がぐっと上がるというリンクは難しいなと思うのですが、その都度、何年かに一度だとは思いますが、工賃の改定の時期にそこを検討してくるしかないのかなと思います。リンクはなかなか難しいと思います、ご意見としてお伺いさせていただきます。

豊田委員

単純にリンクということではなくて、そういうものが反映できるようなシステム化と言いますか、直接の連動ではなくても。おそらく、決めるのにご苦労されていると思うのです。そういう点でいっても、アンケート調査等をやるのも大変なご苦労されているわけなので、そういう点で言えば、例えば 87 ページの婦人服製造業でも 10 年以上そのままです。これはあまりにも、10 年ひと昔と言うけれどもひと昔になってしまっているわけですから、その辺は制度の本来持っている趣旨からいって、改善なり見直しをそこら辺はしていけないといかなものかなというふうには思うのです。そうでないと名目的にはあっても、絵に描いた餅になってしまいます。実効性がないです。もっと言えば、今ある最低工賃も実際に他のところで、私もいろいろ質問して聞いた時に、この規格にきちっと当てはまらないと対象になりませんということですから、少しでも狂うと、服等でもリボンをひとつ、ハトメをひとつつけると違ってくるといふ部分です。そういう点を含めて、もう少し柔軟な対応ができないのかなとは思っているのです。

労働基準部長

ご意見の点で、どういうことができるのか分かりませんが、ご意見いただきましたので今後の検討の議題にもさせていただきます。

深道部会長

ありがとうございました。

田代委員

いいですか。まとめて労側の方からです。今、部長の方から工程の見直しに関してお話があったので、お願いしたいと思うのですが、今回の数字を見ても 53 ページですか。革靴の方で一生懸命調査いただいて、回答数

を上げる努力、本当にありがとうございます。『(1) 委託者調査』を見ると、51 件配布して、戻ってきたのが 44 件、そのうち、廃業等を除いて業種該当事業所数が 34 件、そのうちの約 3 分の 1 ですか、最低工賃の合致した作業は 3 分の 1 しか合致していないのです。もう一方の婦人服の方も同じ 95 ページにあります、一緒でありますので、ぜひ工程の実態に合った見直しです。見直しは多分すぐに委員会 1 回、2 回の部会で出来るとは思えないので、もしそれをこれから先長い目で、3 カ月、4 カ月、半年かけていろいろなところを調査したりしていかないと実現しないと思いますので、ぜひ、次年度以降になるのですかね、工程見直しに向けて調査、長い審議と言いますか、お願いしたいと思います。

労働基準部長

見直しも必ず工程を見直すと約束はなかなか出来ないのですが、そこは我々の懸念として工賃を見て懸念を感じているので、いろいろと調査しながら考えていきたいと思っております。

深道部会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。続いて委託者側委員からご意見をお願いいたします。

小野塚委員

よろしいですか。アンケート調査など事務局様もご苦労様でございます。私どもの方で事業者の方々と接する機会が多くございまして、革靴の事業者様、婦人、子供服の事業者様と接する機会がございます。今、調査結果でお示しいただいた部分がございますが、私どもの方でも肌で感じているところをご説明いたしたいと思います。実際には受注の減少という言葉が出てきておりますが、現場のそれこそ私どもの会員様ですと小規模事業者様になりますし、家内労働的、ご夫婦であったり、ご家族だけであったり、そういう事業者様も多いのですが、受注の減少をすでに通り過ぎまして、相手先からの取引停止をすでに求められています。一つの方策として、海外向けあるいは自社ブランドというものも模索しているのですが、いかんせんこのコロナ禍にありまして、いろんな道が閉ざされています。今、数社におかれましてはネット販売などのそういった道もお考えなのですが、いかんせん資金的な面もあるし、言われた通り後継者難というのもございまして、大変苦慮している状況でございます。業種全体がなかなか難しい中にありまして、今こういった最低工賃の件も出ておりますが、アンケート結果は私どもの方でも肌で感じている部分とリンクしているところも多くあったのではないかとというのが、私の意見でございます。

深道部会長

ありがとうございました。他の委員はいかがですか。

山鼻委員

山鼻でございます。詳細な資料どうもありがとうございます。このような調査、なかなか郵送等で回収するのは難しいということを私どもも実

感しておりますので、その中でこれだけのご苦勞をされて、詳細な資料をいただきましたことを感謝いたします。今、小野塚委員の方からもありましたように、私どもも会員企業の中に中小、零細の方もいらっしゃいますけれども、やはり本当に1年前までは考えもしなかった状況で、まず、今の事業の継続が非常に難しいです。また、特に紳士服や衣料品に関しては、販売店倒産というような皆さんもニュースでよくお聞きになっているかと思いますように、本当に皆さん、在宅が増えて、お洋服を着なくなったということもありまして、これから先どういうふうなかたちに事業を展開していったらいいのかということに非常に苦慮しているような実情がございますので、先ほど事務局の方がおっしゃったように、今回このままというようなかたちでしていただければ非常にありがたいと思います。

深道部会長  
杉崎委員

ありがとうございました。杉崎委員。

ありがとうございます。事務局に質問をさせていただきたいのですが、いろいろご説明は理解することができましたし、調査結果についても丁寧なご説明をいただいたかと思います。そうした中で家内労働者の方が、例えば主たる生計者であるかどうか、あと家内労働以外に例えば賃金収入があるかどうかといったような点について、状況はいかがでございましょうか。

賃金指導官

ご質問いただきました点については、101ページをご覧くださいませでしょうか。『Ⅲ家内労働者調査結果』の『2回答者の属性』というところが、表にまとめてございます。こちらで性別、年齢、経験年数、世帯主との関係というところで、表の一番下のところの3つの欄ですが、『世帯主（主たる家計維持者）』、『世帯主（主たる家計維持者）以外』というかたちでアンケート結果をいただいておりますので、この点でいいですと記載がなかったものが3件ありますけれども、多くの方が世帯主以外であるという結果をいただいております。

杉崎委員

あと家内労働の収入以外に収入があるかどうかというのは、特段調査されていないかもしれないですが、その点については何かございますでしょうか。

賃金指導官  
杉崎委員

申し訳ありません。調査の項目に入っておりませんでした。

そうですか。

賃金指導官  
杉崎委員

次回調査の際に検討させていただきたいと思います。

かしこまりました。事務局からのいろいろなご説明や、今も追加でご説明をいただきました。コロナ禍において、非常に経済が厳しい状況にあるというのは、皆さんも共通認識であるかと思います。また、産業構造の変化という点もあるかと思います。都内のみならず、全国的にもの作り産業

が非常に海外との競争の中で厳しい状況に置かれているということが、家内労働にも影響を与えているという実態もあろうかと思います。また、事務局から資料に基づいて縷々ご説明がございましたとおり、家内労働者数が非常に少なくなっているというような現状も、よく理解することができました。以上様々な点を考慮いたしますと、事務局案どおりで決定することが妥当ではないかというふうに考えます。

深道部会長

ありがとうございました。続いて公益の先生方、何かございますでしょうか。

石毛委員

今後、調査される時に、杉崎委員からもあったように他の収入がある、つまり、どれだけ生活に直結するお金がこの家内労働から得られているのか、要するに他のお仕事をやりながらだとそれだけそれが少ない方もいらっしゃると思います。一方で多い方もいらっしゃるだろうと思います。それによって大分意識の違いも出るのかと思います。仕事に対して、この仕事を絶対に取らないと大変だということになると、売価交渉して、少し賃金上げてもらおうかという話も出てくるかもしれません。そういうのも見るためには、今、話が出たように他にどういうお仕事をされているのかというのを入れて、それによって少し切ってみるというのも一つの方法なのかなという気がいたします。つまり、どういった人たちが家内労働で増えているのかというのを、1回だけでは分からないのですけれども、何度かってみないと分からないのですが、そういうのを将来的には調査項目でお考えになってもいいのかもしれないと私は思いました。個人的な感想でございます。

深道部会長

他に何かございますか。

権丈委員

今回の状況というところをまず確認できたかなと思いますが、今後の調査については改定等を考える際には、先ほど労働側の方から言っていたようなかたちで、単価と、それから作業時間等を考えていくというのが必要なことだと思います。それで先ほど伺っていて、主の収入の話が出てまいりましたが、おそらくこの 101 ページ、102 ページあたりのところで、労働時間がどうなのかというところで、検討していくということや、あるいは年齢を見ることによって 60 代以上の方が多いというところから、これまで推察してきたのだろうなという理解をしています。

調査の際にあまり立ち入ったことを聞けないというふうなところもあるかとは思いますが、可能であればもう少し細かな調査をいただくということもできるでしょうし、もしかしたらやはり難しいということもあるのではないかなという感想をもっております。非常に長い期間改定がされていなかったのも、この点どう考えるのかということはもちろん

課題になってきています。そして工程等の見直しも課題になってくるのであろうというふうな認識をしております。感想のようなかたちでございますが以上です。

深道部会長  
豊田委員

ありがとうございました。

追加で最後 1 ついいですか。先ほどご報告いただいたのですが、聞き逃してあれだったのですが、53 ページの、いわゆる革靴の委託調査と家内労働者調査、これは調査票を発送したところや郵送等とあり、空欄になっているのですが、これは委託者の方に頼んで家内労働者の方に渡したという、結果だけはそこに出ているのですが、その辺をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

賃金指導官

おっしゃっていただいた通り、委託者に郵送しまして、その中に家内労働者の回答票を何通か入れまして、それを家内労働者に渡していただくというかたちをとっておりますので、直接家内労働者の方に郵送はしておりません。

豊田委員  
賃金指導官  
豊田委員

そうすると埼玉とやり方がだいぶ違うのですね。

はい。

埼玉は当該の団体に実態の名簿を求められて提出をして、そこへ郵送でいわゆるアンケートを送ってそれを回収するというかたちでやられているのですが、委託者の方に任せてしまうというのだと委託者も大変だろうし、それから冒頭あったように委託状況届をつかんでいるわけだから、最近は多数つかむようになったというわけですから、であるならばそれを生かすという方法も含めてあるだろうし、それから当該のそういう該当する、例えば、革靴で言えば、そういう団体もあるはずですし、それから歴史的な社会的な経緯がこの産業は特にありますから、そういう点で言えば、いわば人権団体としてあるところもそういう方を組織していますので、そういうところも含めて、委託状況だけではなくてこういう調査をする場合に、より事実に近いものをつかんだ方がより実態が明らかになるのかなというふうに思うので、そういう点では家内労働者を委託者をお願いして丸投げだといかがかなということなので、その辺改善していただけたらいいのではないかと思います。

賃金課長

今年度につきましては、昨今、個人情報関係もありますので、いきなり家内労働者の方の名簿を出せというのになかなか抵抗を感じたのが正直ございました。ですので、その点をご理解いただければ、当然直接ご本人にというのはストレートな回答が出てきますので、その点についても今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

労働基準部長

これが全ての工賃でできるかという、実際には分からなくて、靴は確

かにご了解いただければできるかもしれませんが、他のものが出来るかどうかというのがありますね。そこも含めて検討させてください。必ずやれるということかどうかは分かりません。申し訳ございません。

豊田委員

私が言いたいのは、今言った個人情報の関係もあるから難しいところもあるかもしれませんが、かつては東京労働局も職人さんのところへ郵送されていたのです。今回はそれはやられていないということなので、ただ、埼玉はそういうやり方をしているのです。であるならば、全体して同じところで東京と埼玉は革靴最低工賃やっています。いわゆる同じようなやり方でより実態に近いものをつかんでいただくことがよろしいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

権丈委員

すみません。例えば、53 ページを見ると、調査票を発送して回答率がかなり高いというふうなかたちのように見えています。その中で判断して言っているわけなのですが、ということと、家内労働者に調査する際には、委託者にその中から何名の方にお願ひしますというそういう調査ですか。サンプルのようなかたちで状況を把握するという調査ですか。

賃金指導官

いえ、サンプルというかたちではございません。

権丈委員

全員ですか。

賃金指導官

全員にお配りいただきたいというようなお願ひの文書とともにお配りしています。

権丈委員

なるほど。分かりました。それでもなかなか集まらないということですか。

労働基準部長

返信封筒を付けているのですよね。

賃金指導官

はい。そうです。

労働基準部長

個人ごとですね。

賃金指導官

はい、個人ごとに返信用の封筒はお付けしているのですが、それでも家内労働者の方からのご回答はなかなか集まっていないのが現状です。

権丈委員

分かりました。個人情報の問題や、直接お送りして、その場合答えやすいかどうかなど、委託者の方からお願ひしたほうがいいのかいろいろあるかと思ひますので、引き続きご検討していただき、しっかりした調査、報告をお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

深道部会長

よろしいでしょうか。それぞれのお立場からご意見いただきましたところではありますが、本日いただきましたご意見は今後の行政施策に生かしていただき、先ほどの事務局からのご説明の通り、東京革靴製造業最低工賃及び婦人既製洋服製造業最低工賃の改正諮問は見送るとの報告につきましてご了解するというにしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

|       |                                                                                 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 豊田委員  | こういう状況だから反対はしません。ただ賛成はできないので保留します。                                              |
| 深道部会長 | 承知いたしました。議事録にその旨お載せいたしますのでご安心ください。他の方はよろしいでしょうか。ご了解いただけたということで、議事録に記載させていただきます。 |
| 賃金課長  | それでは議事（5）『その他』ですが、事務局から何かございますか。                                                |
| 深道部会長 | 特にございません。                                                                       |
|       | ありがとうございます。それでは本日の審議はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。                                |